

## 令和4年度 森林環境譲与税の用途について

犬山市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和4年度の森林環境譲与税の用途に関する事項を公表します。

事業名	事業総額（単位：千円）			事業内容
	(A)+(B)+(C)	うち当該年度の 森林環境譲与税 (A)	うち基金取崩額 (B)	
ふれあいの森整備事業	506	506	0	0 犬山市内の八曾国有林をふれあいの森として借り受け、森林整備、植生調査、市民向け自然観察会などを実施
森林環境譲与税基金事業	8,163	8,163	0	0 犬山市内の森林整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、公共施設での木材利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策等を長期的かつ計画的に実施するため。